

国際財務報告基準のわが国会計基準への影響

The Influence of IFRS on Japanese Accounting Standards

(2010年3月31日受理)

橋本和久

Kazuhisa Hashimoto

Key words : 国際財務報告基準, コンバージェンス, ASBJ, IASB, FASB

概 要

国際会計基準委員会およびこれを引き継いだ国際会計基準審議会から公表されている国際会計基準（国際財務報告基準；IFRS）への会計のコンバージェンスは世界規模で急速に進展し，わが国の会計基準もIFRSに沿う形で改正されている。2005年7月には欧州証券規制当局委員会による同等性評価の結果として技術的助言が示された。ここで26項目の補完措置が求められたが，本稿では，そのうち財務諸表の多くの項目と数値に大きな影響を与えられと考えられる「補完計算書」を求められた3項目に関して，わが国の会計制度の変遷を概観することにより，IFRSのわが国会計基準への影響を検証し，今後の方向性を考察する。

1. はじめに

1949年に企業会計制度対策調査会から公表された「企業会計原則」は，長年にわたり，わが国の会計制度の中心的役割を果たしてきた。しかしながら，近年，明らかに企業会計原則には沿わない会計基準が公表されてきている。これは，1990年代ころより進展した「会計ビッグバン」を経て，わが国の会計制度が国際的な会計基準に歩を合わせてきている結果であるといえる。

国際会計基準は，狭義には1973年に設立された国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee；IASC）により公表された会計基準（IAS）であるが，2001年にこれを引き継いで設立された国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board；IASB）は，その後も新しい基準を国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards；IFRS）として公表しており，広義にはこれらも含めて呼称される。本稿では，国際会計基準を広義

に捉え，国際財務報告基準（あるいはIFRS）と表記するものとする。

欧州連合（EU）では，2005年1月以降に開始する会計年度から欧州の市場に上場している欧州企業は国際財務報告基準に準拠して連結財務諸表を作成することが求められ，外国企業についても，本国の会計基準がIFRSと同等であると認められなければ，2007年1月以降は，IFRSに準拠した財務諸表を作成する必要があるとされた¹。

米国では，財務会計審議会（Financial Accounting Standards Board；FASB）が会計基準を公表しているが，2002年10月にIFRSと米国会計基準の互換性をもたせる努力を払う「ノーウォーク合意」がIASBとFASBとの間でなされた。また，2007年11月には，IFRSに完全に準拠した財務諸表は，これまで要求されていた米国会計基準への調整表を不要とすることが米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission；SEC）より公表された。

このように，会計基準は世界的な広がりをもってIFRS

に収斂してきており、わが国においても会計基準のコンバージェンス（収斂）が緊急の課題となった²。2001年に設立された企業会計基準委員会（ASBJ）はこの課題に取り組み、2007年8月には、コンバージェンスの目標時期を2011年6月とする「東京合意」がIASBとASBJとの間でなされた³。これを踏まえて、ASBJは同年12月に、コンバージェンスにかかる計画表を公表している⁴。その後、欧州委員会（EC）は2008年12月に、わが国の会計基準がIFRSと同等であるとの結論を示した。これを受け、2009年6月に企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取り扱いについて（中間報告）」が公表され、2010年3月期の連結財務諸表からIFRSの任意適用を認め、強制適用については2012年を目途に判断することとしている。

このように、世界規模で会計基準がIFRSに収斂してきているが、わが国の会計基準がIFRSとのコンバージェンスをとおして、どのような影響を受け、いかに変更されたかを検証することが本稿の目的である。また、最後に、コンバージェンスの今後の方向についても考察する。

2. 欧州証券規制当局委員会の指摘

欧州委員会（EC）は、2004年6月に欧州証券規制当局委員会（The Committee of European Securities Regulators ; CESR）に対して、わが国の会計基準の同等性評価に関する技術的助言（テクニカル・アドバイス）を指示した。これを受けCESRは2005年7月、わが国の会計基準は全体として国際会計基準と同等であるとの評価を示したが⁵、26項目の補完措置を講じることを求めた⁶。これらの補完措置は「開示A；わが国の開示を拡充して追加開示」13項目、「開示B；わが国基準とIFRSの定量的差異を開示」9項目、「補完計算書；仮定計算ベースでの要約財務諸表の作成⁷」3項目および「今後の検討事項」1項目である⁸。

この助言を踏まえ、2006年1月にASBJから「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて—CESRの同等性評価に関する技術的助言を踏まえて—」が公表された。

本稿では、財務諸表のさまざまな項目と数値に大きな影響を与えると思われる「補完計算書」の作成を要求さ

れた3つの項目、すなわち「企業結合（持分プーリング法、IFRS第3号関連）」、「連結の範囲（適格SPE、IAS第27号関連）」および「在外子会社の会計方針の統一（IAS第27号関連）」を主に論じることとする⁹。

なお、本稿で取り上げる「補完計算書」以外の助言項目は次のとおりである。

「開示A」を要求された13項目

- ・ストック・オプション（IFRS第2号関連）
- ・取得原価での少数株主持分（IFRS第3号関連）
- ・段階取得における持分の算定（IFRS第3号関連）
- ・異常危険準備金（IFRS第4号関連）
- ・工事完成基準（IAS第11号関連）
- ・不良債権の影響（IAS第12号、第30号関連）
- ・資産の除去債務に関する費用（IAS第16号関連）
- ・従業員退職後給付（IAS第19号関連）
- ・のれんの換算（IAS第21号関連）
- ・デリバティブの公正価値表示（IAS第32号関連）
- ・固定資産の減損損失の戻入（IAS第36号関連）
- ・廃棄費用（IAS第37号関連）
- ・投資不動産の公正価値（IAS第40号関連）

「開示B」を要求された9項目

- ・株式報酬費用の認識（IFRS第2号関連）
- ・企業結合の対価算定日（IFRS第3号関連）
- ・仕掛中の研究開発費の資産化（IFRS第3号関連）
- ・負ののれん（IFRS第3号関連）
- ・棚卸資産の評価（低価法とLIFO）（IAS第2号関連）
- ・関連会社の会計方針の統一（IAS第28号関連）
- ・資産の減損テスト（IAS第36号関連）
- ・開発費の資産化（IAS第38号関連）
- ・農業会計（IAS第41号関連）

「今後の検討事項」とされた1項目

- ・金融商品¹⁰（IAS第39号関連）

3. 企業結合（持分プーリング法）

わが国では、企業結合に際してパーチェス法（結合会社の資産および負債を時価により引き継ぐ会計処理）と

ともに持分プーリング法（当該資産および負債を簿価により引き継ぐ会計処理）も認められていたが、IFRS第3号「企業結合」では原則としてパーチェス法のみが認められていた。持分プーリング法を採用した場合には、財務諸表の多くの数値に影響を及ぼす可能性があるため、CESRの技術的助言により補完計算書が求められた。もちろん、企業結合に際して持分プーリング法を採用していない企業では関連性はない。

この点に関して、ASBJ [2006] では、「持分プーリング法は、どちらが取得企業かを識別できないような限定的な場合に限り、適用されることとなっている。ASBJとしては、新基準の適用状況をみるとともに、国際的な動向も注視する¹¹」と述べられている。

この助言に先立ち、2003年10月に公表された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」では、「①企業結合に際して支払われた対価のすべてが、原則として、議決権のある株式であること、②結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することになった議決権比率が等しいこと、③議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと、という3つの要件をすべて満たせば持分は継続していると判断し、そのような企業結合に対しては持分プーリング法を適用すること」（同第69項）としていた。これは、企業結合には「取得」と「持分の結合」という2つの経済的実態があり、このうち「持分の結合」に関しては「対応する資産及び負債を帳簿価額で引き継ぐ会計処理が適用される。この考え方は、いずれの結合当事企業の持分も継続が断たれておらず、いずれの結合当事企業も支配を獲得していないと判断される限り、企業結合によって投資のリスクが変質しても、その変質によっては個々の投資のリターンは実現していないとみるものであり、現在、ある種の非貨幣財同士の交換を会計処理する際にも適用されている実現概念に通ずる基本的な考え方」（同第68項）として、持分プーリング法を限定的にはあるが容認したものである。この会計基準は2006年4月以降に開始する会計年度から適用されることとなっており、CESRによる技術的助言が示された2005年7月は、その直前であった。したがって、ASBJは前述のような態度を示したのである。この規定は、わが国では企業合併が少なくとも名目上は「対等合併」として行われることが多いという状況に配慮し

たものではないかと思われる。

しかしながら、持分プーリング法は「我が国の会計基準と国際的な会計基準の間の差異の象徴的な存在として取り上げられることが多く、我が国の会計基準に対する国際的な評価の面で大きな障害になっているともいわれている」（同第70項）点を鑑み、企業会計基準第21号は2008年12月に改正され、共同支配企業の形成以外の企業結合はパーチェス法により会計処理を行うものとされ、持分プーリング法は原則的に廃止された。共同支配企業の形成に関しては、「国際的な会計処理においてもこれと同様のものが求められている」（同第71項）として2005年の会計基準からは変更されていない。なお、このときに2005年12月に公表された企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」も併せて改正された。

企業会計基準第21号第70項では、海外で直接資金調達する企業およびわが国の資本市場や日本企業に対する影響を比較衡量して「会計基準のコンバージェンスを推進する観点から」持分プーリング法を廃止することにした点を示している。また、「すべての結合当事企業において持分が継続していると判断されるならば対応する資産及び負債を帳簿価額で引き継ぐ方法が、企業にとっての投資原価の回収計算すなわち損益計算の観点から優れている」（同第75項）という点も明記している。したがって、企業結合の経済実態を考慮すると持分プーリング法に優位がある場合もあるが、会計のコンバージェンスの推進に力点が置かれIFRSに沿う形でわが国の会計基準が変更されたことになる。

しかしながら、持分プーリング法を廃止したとすれば、結合企業のうちどちらが取得企業となるかを決定する必要がある。この決定に際しては、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の支配という概念を用いることとしている（同第18項）。

なお、IFRS第3号「企業結合」は（IAS第27号「連結及び個別財務諸表」と合わせて）2008年1月に改訂されたが、これはIASBとFASBとの共同プロジェクトの第2フェーズの結果で、SFAS第141号「企業結合」も2007年12月に改訂されている。

4. 連結の範囲（適格SPE）

わが国においても連結の基準は支配力基準であるが、IAS第27号では連結の範囲に含めることとされている適格SPEについては、わが国では例外規定が設けられている。適格SPEを連結の範囲に含めないとすれば、連結財務諸表のさまざまな数値への影響が考えられるため、補完計算書が要求されることとなった。

この点に関しては、米国基準でも補完計算書が要求されることとなっていたので、ASBJ[2006]では「米国基準についても補完計算書が要求されているため、今後のIASBとFASBとの検討の方向性も踏まえる必要がある。ASBJとしては、FASBとの定期協議のテーマの1つとしてと考えており、現在、ASBJ内部にプロジェクトを設置して検討を開始している¹²⁾と述べるにとどまっている。

1998年10月に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」の三「特別目的会社の取扱い」において、「特別目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法第五号)第二条第二項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社(以下、「出資者等」という。)から独立しているものと認め、上記一にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定」されている。ただし、これらの特別目的会社(以下、開示対象特別目的会社)については、2007年3月に公表された企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(2008年6月改正)により、(1)開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要、(2)開示対象特別目的会社との取引金額等を注記するものとされた。

IFRSで連結会計を定めているのは、1989年4月に公表されたIAS第27号「連結及び個別財務諸表¹³⁾」(2003年12月および2008年1月に改訂)および解釈指針委員会

(Standing Interpretations Committee ; SIC) によるSIC第12号「連結—特別目的事業体」である。IAS第27号とSIC第12号では連結に対する認識にブレがあり、特定目的事業体などの連結の可否にあたり齟齬をもたらす可能性がある。このブレを解消すべく、IASBは連結会計制度の見直しを進め、IAS第27号とSIC第12号をリプレースするために2008年12月に公開草案第10号「連結財務諸表」を公表した。公開草案第10号ではSPEに類似する概念である「ストラクチャーされた事業体」に関して、多くの紙面が費やされている。これに対して、日本公認会計士協会は2009年3月付けで「IASB公開草案第10号『連結財務諸表』に対する意見」を發し、「公開草案第10号の提案では統一的な定義の確立には至っておらず、むしろ現行実務に混乱が生じる可能性について懸念する。ストラクチャーされた事業体についての会計上の取扱いを問題とするのであれば、公開草案第10号の提案ではなく、むしろSIC第12号を改訂し、ストラクチャーされた事業体に関する開示の充実を要求することで、目的は概ね達成されるものと考え」と述べ、公開草案第10号の質問事項のうち10項目にわたり提案に同意しないもの及び疑問又は懸念のあるものとして個別にコメントしている。

IASBは新しい連結基準を当初2009年第4四半期に最終基準化する予定としていたので、これを受けASBJは連結会計基準を2010年第1四半期に公表する予定であった。しかしIASBの最終基準化は2010年3月時点でのIASBのホームページによれば2010年第4四半期に延期されている。したがって、この点に関しては、ASBJとしては特別目的会社専門委員会で鋭意検討中ではあるが、実質的にはIASBおよびFASBの基準化待ちの状況である。

5. 在外子会社の会計方針の統一

連結財務諸表を作成するときに、わが国の会計基準では、在外子会社の会計処理が当該子会社の所在する国の会計基準に従って作成されていれば、特定の場合を除き親子間での会計方針を必ずしも統一する必要がない。これらの差異から生じる影響は財務諸表の多くの事項と数値に及ぶことから、補完計算書の作成が求められた。

この点に関しては、ASBJ [2006] は「在外子会社の会計方針も親会社と実質的に統一する方向で2005年11月に

実務対応報告の公開草案を公表した¹⁴」と述べている。

これまでの在外子会社にかかる会計処理は、1997年12月に日本公認会計士協会から公表された監査委員会報告第56号¹⁵「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」において、「在外子会社の会計処理についても、本来、企業集団として統一されるべきものであるが、その子会社の所在地国の会計基準において認められている会計処理が企業集団として統一しようとする会計処理と異なるときは、当面、親会社と子会社との間で統一する必要はないものとする。なお、在外子会社が採用している会計処理が明らかに合理的でないと思われる場合には、連結決算手続上で修正する必要があることに留意する」（同第5項）とされていた。これは、1997年6月に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」の「同一の環境下で行われた同一の性質の取引等については、『原則として』会計処理を統一することが適当である」（第二部二4（1））に反して規定されたものではなく、実務上の問題から例外規定を設けたものである。

2008年12月に公表された企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」では、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一する」（第17項）とされているが、これは1997年6月の「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」の考え方を踏襲したものであり、大きな変更点はない。しかしながら実務上の対応としては、ASBJは2006年5月、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（2010年2月改正）を公表し、2008年4月以降に開始される会計年度より、在外子会社が現地会計基準に従って作成した財務諸表を修正することなく連結することを認めないこととした。ただし、当面の取り扱いとして、IFRSもしくは米国会計基準に準拠して作成された在外子会社の財務諸表の連結は認められている。この場合でも、重要性が乏しい場合を除き、のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理、投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価、少数株主損益の会計処理に関しては、当期純利益が適切に計上されるように修正を行う必要があるとしている¹⁶。

6. おわりに

これまで、わが国の会計基準のコンバージェンスに関する動向を検証することにより、IFRSがわが国会計基準に与えた影響を確認してきた。本来であれば、IFRSとわが国会計基準の相違点を一つ一つ取り上げ詳細に検討すべきではあるが、紙幅の都合でCESRの技術的助言のうち「補完計算書」の作成を求められた3項目について、会計基準の相違点とその変更過程を検証するにとどまった。しかしながら、わが国の会計基準がほぼIFRSをそのまま受け入れる形で変更されてきたことは示すことができたと思われる。わが国固有の事情を斟酌し、IFRSとの整合性を図ることが重要であると思われるが、その調整はどの程度進められたのであろうか。ASBJとIASBは共同プロジェクトを立ち上げ協議を行ってきたし、IFRSの公開草案が示されたときはコメントレターを送付している。したがって、わが国の事情や主張はIFRSに内在しているといえなくもないが、前述のとおり、これまでの状況を見る限りはIFRSをわが国会計基準が受け入れてきただけのようにも思える。

最初に述べたとおり、戦後のわが国の会計制度の中心にあったのは企業会計原則である。1990年代ころより、「フェア、フリー、グローバル」を標榜して「会計ビッグバン」と呼ばれる会計制度の変更が進められた。その後は、国際的調和化（ハーモナイゼーション）という言葉の下に他国の会計制度との整合性を図る努力が進められ、「ノーワーク合意」やIFRSのEU域内市場での義務化などを受けて会計のコンバージェンスが図られてきた。その過程で、わが国の会計基準は企業会計原則に沿わないものであっても、IFRS（もしくは米国会計基準）を受け入れる形で変更されてきた。

しかしながら、今日、会計基準はコンバージェンス（収斂）からアドプション（採用／強制適用）に進みつつある。米国においては、2008年8月、SECが自国の上場企業に対するIFRS強制適用のロードマップ案を承認した。これによれば、強制適用をするか否かの最終決定は2011年に行われるのであるが、2014年から段階的な強制適用が示されている。わが国においても、2010年3月期の年度の連結財務諸表からIFRSに準拠しての作成が容認されており¹⁷、2010年12月には内閣府令第73号¹⁸が公布され、

あわせて金融庁告示及び関係する事務ガイドラインが公表された。先に示したとおり、強制適用の可否は2012年を目途に判断するとされているが、2015年もしくは2016年に強制適用される方向に進んでいる¹⁹。

このように、これまで各国の会計基準のコンバージェンスを目標として進められていたが、IFRSのアドプションに向け舵が切られている。わが国でも、アドプションへの道を進むように思われるが、その場合にはわが国の税法との整合性をどのように図り、配当可能限度額の計算をいかにこなうかという問題が生じる。IFRSが強制されている欧州では、連結財務諸表にIFRSが取り入れられ、個別財務諸表では各国の会計基準を適用している国も多い。わが国においても、そのような方向に進むのであろうが、この場合には2つの会計基準が混在することとなり、企業に過度の負担をかける可能性も高い。また、非上場企業に対してもアドプションを進めるかどうかも検討される必要がある。コンバージェンスからアドプションへ進むにあたり、このあたりの問題をいかに解決するかが今後の課題となろうが、具体的な考察は別稿にゆずりたい。

注

¹この措置の適用は、2006年に2009年1月まで延期され、いわゆる「会計の2009年問題」とよばれた。

²例えば、日本経済団体連合会からは、2006年6月「会計基準の統合（コンバージェンス）を加速し、欧米との相互承認を求める」と題した提言が示され、わが国の会計基準だけが欧米の基準と異なれば、国際的な企業の活動を妨げ、日本基準が孤立化し、日本市場や日本企業の信頼性の低下につながる懸念を示している。

³「東京合意」の主な内容は、ASBJが2007年8月に発表したプレスリリースによれば、①2005年7月にCESRによって示された重要な差異については2008年までに解消し、②残りの差異については2011年6月30日までに解消を図ること。また、③2011年以降に適用になるIFRSに対しては適用しないが新たな基準が適用となる際に向けて緊密に作業を行うこととしている。

⁴企業会計基準委員会プレスリリース「プロジェクト計画表の公表について—東京合意を踏まえたコンバージェ

ンスへの取組み」（2007年12月6日）では、プロジェクト項目を「EUによる同等性評価に関連するプロジェクト項目（短期）」、「既存の差異に係るプロジェクト項目（中期）」およびIASB / FASBのMOUに関連するプロジェクト項目（中長期）」の3つに区分してスケジュールを示している。

⁵ CESR, *Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*, July 2005.

⁶石井泰次 [2006] によれば、「日本企業のEU市場での上場数は、2005年3月の53社から12月には32社へと減少し、日本企業の欧州市場離れが進んでいる。CESRのテクニカルアドバイス公表以降の影響が出ているとも言えるが、市場別にもロンドン22社から19社、ルクセンブルグ9社から5社、アムステルダム10社から4社、フランクフルト28社から13社、パリ13社から6社、ブリュッセル4社から1社と、一様に減少している」（8頁）と述べられ、わが国企業に大きな影響を与えたことが数字的にも示されている。

⁷金子寛人 [2005] によれば、補完計算書は「発行会社の財務状況および業績を、すべてのIFRSに完全に準拠したかのように表示することを意図するものではなく、「基本的には日本基準に準拠した財務諸表を、特定項目に関してのみIFRSを反映させるように修正したもの」であり、「少なくとも要約損益計算書、要約貸借対照表、(該当する場合は)要約キャッシュ・フロー計算書の形式で表示され、必要な一連の追加開示を含むもの」としている(76頁)。

⁸なお、このときの同等性評価はわが国に対してだけではなく、カナダおよび米国に対しても実施された。カナダ会計基準に対しては「開示A」7項目、「開示B」5項目、「補完計算書」1項目および「今後の検討事項」1項目の補完措置が、米国会計基準に対しては「開示A」8項目、「開示B」9項目、「補完計算書」1項目および「今後の検討事項」1項目の補完措置が要求された。

⁹同時に評価対象となったカナダおよび米国では、「補完計算書」の対象となったのは「連結の範囲（適格SPE）」だけであったのに対し、わが国に対しては「企業結合（持分プーリング法）」および「在外子会社の会計方針の統一

も加えられている。

¹⁰「金融商品」については、今後は「開示A」となる可能性があるとしている。

¹¹ASBJ [2006], 8頁。

¹²*Ibid.*, 4頁。

¹³1989年に公表されたときは「連結財務諸表および子会社に対する投資の会計処理」という名称であったが、2003年12月の改訂時に現在の名称に変更された。

¹⁴ASBJ [2006], 4頁。

¹⁵この報告は、企業会計審議会が1997年6月に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表したことにとともに、「連結財務諸表原則」および「同注解」が改訂されたことを受け、親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取り扱いを明らかにしたものである。なお、同報告は、実務対応報告第18号等の会計基準に対応させるため、2006年9月に改正されている。

¹⁶なお、2006年5月の公表時には、会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及修正も含まれていたが、2009年12月に公表された企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を受けて、2010年2月に改正されたときに削除された。

¹⁷企業会計審議会 [2009]

¹⁸内閣府、内閣府令第73号「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」、2009年12月。

¹⁹前田 [2009] では、「国際的に事業をしている企業は強制適用を待たずに早期移行をする予定だ」、「強制適用を見送れば、資金調達面でリスクがある」としている(99頁)。

示と実務への影響」『企業会計』Vol. 57 No. 9 (2005年9月), 75頁-80頁。

企業会計基準委員会、「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて—CESRの同等性評価に関する技術的助言を踏まえて—」, 2006年1月。

———, 「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する『東京合意』を公表」プレスリリース, 2007年8月。

———, 「プロジェクト計画表の公表について—東京合意を踏まえたコンバージェンスへの取組み」プレスリリース, 2007年12月。

企業会計審議会、「我が国における国際会計基準の取り扱いについて(中間報告)」, 2009年6月。

日本経済団体連合会、「会計基準の統合(コンバージェンス)を加速し、欧米との相互承認を求める」2006年6月。

日本公認会計士協会、「IASB公開草案第10号『連結財務諸表』に対する意見」, 2009年3月。

前田昌孝, 「やがて消える日本基準」『企業会計』Vol. 61 No. 11 (2009年11月) 98頁-99頁。

参 考 文 献

CESR, *Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*, July 2005.

石井泰次, 「会計基準を巡る世界的動向と日本の対応」『日本証券経済倶楽部 常設研究会資料No.495』, 日本証券経済倶楽部, 2006年4月。

金子寛人, 「国際財務報告基準(IFRS)対応への追加開

